

# ZPK WEB セミナー マイクロチップの義務化

～やらなければならないこととそのやり方～  
(制度編)

環境大臣指定登録機関  
公益社団法人日本獣医師会



## マイクロチップの装着等の義務化

- ① 犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化  
※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定
- ② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化
- ③ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス化）
  - MC装着に伴う犬の情報登録時には、市町村長に通知
  - 装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

（第39条の7）
- ④ 都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）
- ⑤ 環境大臣による指定登録機関の指定
  - 大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる
  - 環境省は、事業計画の認可、立入検査等を行う
  - 登録機関が複数ある場合には、相互に連携を図る

（第39条の10～26）

## 義務化の対象

### ◆ 令和4年6月1日以降に、犬猫等販売業者が取得した犬や猫に装着・登録が義務化

- 施行日以降に取得した母親はマイクロチップを装着・登録した上、  
子供の登録の際に、母親のマイクロチップ番号を入力しなければならない
- 6月1日より前に産まれた子犬・猫は、仕入れたペットショップにおける装着・登録が義務
- 母親が施行日以降に取得された場合、子供の登録の際に母親のマイクロチップ番号の入力が義務

### ◆ 令和4年6月1日までに、すでに所有している犬や猫（繁殖用など）は努力義務

- 子供を登録する際の登録項目には母親のマイクロチップ番号の入力欄があるが、  
施行日までに所有していた母親のマイクロチップの装着・登録は努力義務である
- 施行日以降に産まれた子供の登録は義務であり、母親のマイクロチップ番号の入力は任意で行う

## ポイント：

**6月1日より前に産まれた子犬・猫は、仕入れたペットショップにおける装着・登録が義務**  
**母親が施行日以降に取得された場合、子供の登録の際に母親のマイクロチップ番号の入力が義務**

# マイクロチップの装着

必ず獣医師による装着が必要です  
獣医師でないと、装着証明書を発行できません  
装着証明書は登録を行う際に必要となります



## ポイント：

ブリーダーが一般の飼い主に直接販売する場合は、動物病院などで装着、システムで登録をしてから販売しなければなりません  
一部のオークションやペットショップでは、譲り渡しの直前に装着や登録を手助けいただけ場合がありますので、ご確認ください

様式第22 (第21条の5第2項関係)

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第39条の3第1項の規定に基づき、次の犬又は猫に法第39条の2第1項に規定されるマイクロチップを装着したことを証明する。

マイクロチップの情報

1	マイクロチップの識別番号	バーコードシール貼付欄
---	--------------	-------------

犬又は猫の情報

2	犬又は猫の名	
3	犬又は猫の別	
4	犬又は猫の品種	
5	犬又は猫の毛色	
6	犬又は猫の生年月日	年 月 日
7	犬又は猫の性別	
8	備考 (前6号のほか犬又は猫の特徴)	

装着日 年 月 日

施設名 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

獣医師の氏名 \_\_\_\_\_

# マイクロチップの登録・変更登録

## 環境省データベース

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムが  
令和4年6月1日にオープン (<https://reg.mc.env.go.jp>)

新規の「登録」・所有者の「変更登録」 300円/回

登録証明書の再発行 200円/回

手数料の決済は、クレジットカード又はPayPay

(オンラインではなく紙で申請する場合は、「登録」「変更登録」1,000円 再発行700円 + 振込手数料)

ポイント:

ブリーダーが最初の「登録」を行い、その犬猫を仕入れたペットショップは「変更登録」を行う





# マイクロチップの登録証明書

「登録」「変更登録」「再交付」を行うと  
「登録証明書」(PDF)をダウンロードできる



## ポイント:

「登録証明書」には個人情報記載されていない

「変更登録(※所有者の変更)」「再交付」を行うと、その前の所有者に発行された  
暗証記号(パスワード)は無効となる(アクセスできなくなる)

様式第24(第21条の7第3項関係)

号  
年 月 日

### 登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第38条の5第5項の規定に基づき、次の犬又は猫が登録されていることを証明する。

環境大臣(指定登録機関)

登録を受けたマイクロチップの情報

マイクロチップの識別番号
暗証記号

登録を受けた犬又は猫の情報

- 犬又は猫の別
- 犬又は猫の品種
- 犬又は猫の毛色
- 犬又は猫の生年月日 年 月 日
- 犬又は猫の性別

本登録証明書は、今後の申請や届出の際に必要となりますので、お手元で大切に保管してください。

## 登録事項の変更届と死亡等の届出

登録事項に変更が生じた場合、又は犬猫が死亡した場合には、30日以内に届け出が必要  
(例：住所、電話番号、メールアドレス等)

→ ペットショップ等で店舗が全国に複数ある場合など、  
犬猫の所在地が変更になった際には、登録事項の変更届が必要



→ 登録事項の変更届、死亡届の手数料は無料

→ マイクロチップの脱落や取り外しに係る手続きは、オンラインではできない  
(紙の「死亡等の届出」様式による郵送での申請が必要)

**ポイント：**

**ペットショップの販売店等が変わった場合（例示）には、30日以内に登録事項の変更届が必要**

## 複数頭の一括登録



CSVファイルを使って複数頭の一括での手続きができます

- ◆新規の一括登録 繁殖した犬や猫の最初の登録
- ◆所有者の一括変更登録 ブリーダーからペットショップへの変更登録など
- ◆登録事項の一括変更届 犬猫の所在地が変更になった場合など
- ◆新規の登録と所有者の変更登録の一括連続登録 1つのCSVファイルで手続き可能

### ポイント：

複数頭を一括で手続きすると、暗証記号を含む登録情報をCSVでダウンロードできる



## 狂犬病予防法の特例における通知

### ◆ワンストップ通知

狂犬病予防法の特例に参加している基礎自治体に通知

マイクロチップの手続きが行われるとその件数がメールで通知される

### ポイント：

譲り渡した犬猫のマイクロチップの登録が、自分の名義に残らないよう配慮が必要

※狂犬病予防法の特例について求めをしていない市町村に所在しているペットショップや

住んでいる人に譲り渡した場合には、狂犬病予防法に基づく手続きは完了しません

最寄りの市役所への手続きを忘れないようにしてください。

## 情報発信

◆環境大臣指定登録機関 暫定ホームページ

令和4年5月末まで <https://pre.mc.env.go.jp>



◆環境大臣指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」ホームページ

令和4年6月1日から <https://reg.mc.env.go.jp>



**ポイント：**

**法施行までは暫定ページで情報配信していきますのでサイトをご確認ください**